

令和8年度 第1回横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和8年5月11日（月）10時00分～12時00分
開 催 場 所	横浜市役所18階会議室 なみき6-8
出 席 者	委員 : 5名（委員については、募集要項等公表時に示します。） 事業所管課等：資源循環局施設計画課 鈴木課長、二宮係長、地場係長 ほか 担当事務局 : 行財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、巽係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	議事 し尿等受入施設移転整備・運営事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について（審議）
議 事	<p><b>【事務局】</b> 本日は、「し尿等受入施設移転整備・運営事業」をPFI手法にて実施するにあたっての第1回目となる御審議となります。</p> <p><b>【委員長】</b> 委員会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>【事務局】</b> まずは、本日の出席状況と定足数について御報告いたします。 本日は、委員及び臨時委員皆様に御出席いただいておりますので、要綱に定める定足数に達していることを、ここで御報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。1点だけ改めてのご確認をさせていただきます。 「4 委員会の運営及び議事の取扱い」のところですが、本件審議にかかる一連の会議については、審議内容が公募の条件や審査項目等の情報が含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条第3号に該当すると考えられることから、事前承諾のとおり、「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とする形でのよろしいか、ご確認をお願いします。</p> <p><b>【委員長】</b> 要綱第9条により、あらためて本件に関する議事については、「非公開」とすることでのよろしいですか。</p> <p><b>【各委員】</b> 異議なし。</p> <p><b>【委員長】</b> これ以降の議事について、会議を非公開とします。</p>

【し尿等受入施設移転整備・運営事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について（審議）】

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

・事業概要と実施方針（案）について

【委員長】

ただいまの説明と事前説明を踏まえて、自由に意見、質問、あるいは確認事項等を発言願いたい。

【委員】

先ほどの説明をもう一度確認させていただきたいのが、15ページの2.5、契約手続等の2.5.1、(3)の「残渣物の運搬を担当する場合は、本契約を締結した後」の三者契約とは、残渣は何を指しているのか、どういう作業を契約するのか、この事業とは別に契約をするのかを確認したい。

【事業所管課】

事業概要についての2ページで、残渣は、右側の青色で囲っているし尿等受入施設に緑色のスクリーンという設備があるが、そこから分離をされるし渣を指しています。焼却工場は金沢工場になるが、同じ敷地内であるが若干距離が離れているため、し渣を運搬する作業が生じます。し渣は廃棄物処理法上、一般廃棄物になるため、運搬に当たっては許可が必要になります。これを第三者に委託する場合、再委託の形にならないように本市が管理する必要があるため、本契約後に運搬契約を締結することでこの記載を入れています。

【委員】

費用は含まれるのか。

【事業所管課】

含まれます。

【委員】

規模算定の考え方を教えてもらいたい。概要には、処理対象物がし尿、浄化槽汚泥等で、計画処理量は110kL/日、想定最大搬入量はその倍になっている。これは月変動とか実際の根拠があって設定されているのか。

【事業所管課】

搬入量は平均すると110キロリットルであるが、季節変動のほかにイベント等があったときに一時的に増加します。そのため、実績のデータを勘案して最大想定搬入量は220キロリットルを想定しています。

**【委員】**

最大想定搬入量を受けるに当たっては、貯留槽等で受ける場合と、処理施設そのものを大きくする場合等は事業者任せに任せる感じであるのか。

**【事業所管課】**

220キロリットルが例えば1か月続くことはないので、基本的に2～3日は貯留槽で受けることができることを要求水準書で求めています。貯留槽で受けて、そこから下水に一気に大量に送ってしまうと下水施設がパンクをしてしまうので、ポンプ等で調整をする考え方です。

**【委員】**

やり方は少し自由度を与えているのか。

**【事業所管課】**

ポンプの容量等は自由度を求める形で要求水準書は示しています。受入れ部分については貯留槽の容量を指定しているものもあるが、それ以降は業者に自由度を与えて、容量等を算定してもらおう形で考えています。

**【委員】**

そのときの受入れ口の数等は余裕を持たせるのか。

**【事業所管課】**

受入れ口の数は指定しています。作業効率を考えると5か所の受入れ口が必要と試算しています。

**【委員】**

5か所を設けて、全体が円滑に投入して帰っていける動線をしっかり組む、ということになるのか。

**【事業所管課】**

はい。金沢工場の中で場所が指定されているため、動線も横浜市のほうで指定します。一方で、例えば動線から出ていく出口の部分で、金沢工場から出ていくごみ収集車等と重複する部分の安全対策は求めていくことを想定しています。

**【委員】**

それは、審査で評価の加点対象になる非常に重要な設計要素である。

**【委員】**

基本的なことでは恐縮であるが、最初の事業概要についてのパワーポイントの6ペ

ージに関して、今回の整備は、金沢工場の敷地内に新しい建物を建てるということでよいのか。

**【事業所管課】**

新しい建物は建てません。金沢工場の焼却工場の建屋があり、その中で一部設備を休止しているものがあります。それを横浜市で撤去し、空いたスペースにし尿の受入れ施設の設備を入れるものです。

**【委員】**

既存施設の改修整備（新規プラント設備整備）は、設備の整備ということか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員長】**

イメージがいま一つ湧いていないので再確認で教えてもらいたいが、事前説明のときに質問があった電気代の話は、金沢工場で燃やすことで電力を起こしているので、それを使うということである。金沢工場でごみを燃やすときに使っている燃料が別途あると思うが、当然それは値上がりする可能性があると思う。それは関係なく、電気代はそちらのほうで全部供給するから、追加的に事業者は払うことはないとの理解でよいのか。

**【事業所管課】**

金沢工場のごみ焼却で燃料を使うタイミングは、焼却炉を一番低い温度のときから立ち上げる時です。その際、都市ガスをたいて温度を上げていく作業が必要になるが、一定の温度までいくとごみは自燃するため、外部から燃料を投入せず、ごみを燃料とした熱量を原資として発電を行っています。焼却工場で生み出された電気は所内で使い、余剰分は売却をしています。余剰分を本施設の部分にあてがってもまだ余力がある状況であるため、そういう形で運営を考えています。

**【委員長】**

次に余力はあるかと聞こうと思っていたが、答えていただいたので了解した。電気代を払うことはないということでしょうか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員】**

し尿処理施設を下水処理の前処理に使うことが少し増えてきているが、一般的には大体水で薄めて、受入れ基準に合わせて入れることが多い。横浜市のように汚泥

として送ることは、多分汚泥を受けて、その先でメタン発酵をやっている流れで受け入れられる状態があるからだと思う。メタン発酵でメタンをとってしっかりエネルギー回収をしているといったシステムであることをどこかでちゃんと書いたほうがいい気がする。適正処理の話ばかり入っており、資源回収やエネルギー回収になっている話をもう少しアピールしたほうがいいのではないかと。

**【事業所管課】**

役割分担として、下水道河川局が所管する南部汚泥資源化センターで汚泥を発酵させて、そのメタンを使っていろいろなエネルギーを有効利用している状況です。資源循環局の事業としては、南部汚泥資源化センターに送る汚泥の性状をしっかりと確保するところで適正処理という言い方をしています。

**【委員】**

下水側の施設でメタン発酵をちゃんとやっていることはすごいことで、それをやっていない下水を持っているところもある。そうすると、多量の水で希釈しなくてはならず、水の確保で困ってしまうことが他自治体によくある。横浜市が非常に合理的に計画を進めている部分は、もう少しアピールしたほうがいい気がする。

**【委員長】**

基本的に汚泥関係は南部汚泥資源化センターへ全部送るということか。

**【事業所管課】**

はい。下水道河川局から汚泥の性状については要求されており、要求水準書の中で記載しています。その先のエネルギーとしての有効利用をすることまでを本事業の要求水準で求めてしまうと、事業が区分けされている建付け上、今は表記していません。

**【委員】**

一番入り口の事業構想として、水で薄めて下水に送るやり方もあり得ると思うが、そうではなく、汚泥のまま送ることを採用していることは強調してもいいのではないかと。

**【委員長】**

これまでも南部汚泥資源化センターに送っていた。ただ、輸送距離が短くなることで、今回は輸送費がかなり削減されることが当然1つ期待されているのか。

**【事業所管課】**

どちらにしてもポンプで送っているため、距離が変わることでポンプの能力が変わって必要な電力が変わることはありますが、そこまで大きな差はありません。

**【委員長】**

下水だと圧力をかけなければいけないから、電気を結構使うと思っていた。だから、今までどおりの部分を強調するかどうかという話になってしまうので、なかなか強調しにくい話である。

**【委員】**

全体的に適正処理の考え方がずっと色濃く出ていて、今のままの機能を維持したいというのが強く書いてあるが、そもそもし尿処理施設は、処理にエネルギーがかかる施設である。それが汚泥を送り、南部汚泥資源化センターでむしろエネルギーを作っているのだから、そのような合理的な計画の一端を担っていることは少し強調してもいいのではないか。

**【委員長】**

P F I 事業としていいかどうかの話をしたときには当然大きな課題になっていると思っているが、これは事業者に対しての実施方針の話と、それに基づく要求水準の話になる。実施方針の中にそれを入れたほうがよいか。

**【委員】**

適正処理だけではなく、そのような意義を持っている事業だというのは実施方針の中で入れたほうがいいと思う。今後、事業者選定の際の評価基準の中に脱炭素等の項目は出てくるのか。

**【事業所管課】**

評価はまだこれからになるが、省エネ性能をしっかりと求めていくことは必要であると思っていますので、脱炭素への貢献のところは評価の軸にはなると考えています。

**【委員】**

下水道側で、諸般の条件が合わないから逆に水で薄めて処理をしているとなると非常に変なことになる。そういう場所もある。

**【委員長】**

どうするか。今回は事業そのものの中身の話をしているので、趣旨等を述べる場所があまりないことは事実である。市としては、かなり予算が削減できるメリットがある。

**【事業所管課】**

脱炭素への貢献については、落札者決定基準の総合評価の中の項目として加えていくか、または要求水準の中で汚泥の性状部分をどう求めていくかの趣旨が伝わるように、この後議論される要求水準書のところで少しそのニュアンスを含めること

は検討したいと考えています。実施方針には少し入れにくいと思っています。

**【委員】**

それでいいと思う。

**【委員長】**

その意見は別の形での反映で対応をお願いしたい。

**【委員】**

実施方針の25ページのリスク分担表の調査リスクは、市が実施した調査に関するものと、P F I 事業者が実施した調査に関するものに分かれているが、既存施設があるので、その施設がどういう状況かの調査がここで想定されている調査でよいか。この後の話だと思うが、要求水準書の中で、事前調査が必要であればP F I 事業者の責任と費用で実施することになっているが、その調査を行った結果、施設で現状の計画ではできないことが判明した場合は、そのリスクはP F I 事業者が取るという意味になるのか。あるいは、それで設計が変更になれば、次の設計リスク等でカバーされる想定なのかを確認したい。

**【事業所管課】**

既存設備を撤去することは横浜市のほうで行います。建物についてもR O方式で横浜市の所有になっているので、基本的には横浜市で責任を持つ形にはなります。

設備を設置する前の基本的な調査により、設計上の不具合が出た場合は、その下の設計リスクとしてどちらが負うべきものなのか協議を行うものと考えています。

**【委員】**

調査リスクはどのようなものを想定しているのか。

**【事業所管課】**

基本的には横浜市のほうが施設の情報は提供しなければならないので、そこについて横浜市が責任を持つということです。P F I 事業者のほうで負う調査リスクとしては、独自で行う調査部分は事業者の責任で行うということになります。

**【委員】**

例えば調査自体の費用等のことを言っているのか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員長】**

既に案内をしていただいているとおりであるが、入札公告時に明らかにするリスクの分担のところが、1つは物価変動の関係と、もう1個は戦争、暴動、天災等の自然災害であると言われている。インフレに関しては以前一定程度の目安を紹介いただいているが、25ページの不可抗力リスクの36、37の一定の範囲は、市のほうでは一定内でもう想定しているところはあるとの理解でよいか。

**【事業所管課】**

不可抗力リスクの考え方は、どういう事態が起こるのかによりますが、例えば災害であれば、迅速な復旧や被害の最小化のためには一定程度PFI事業者がリスクとして担っていただく必要があると考えています。一定程度の目安は、本市や他都市の事例では1%程度としているので、そういった情報も参考にしながら、今後、適切な割合については入札公告の段階で示していくものになります。

**【委員長】**

ある程度ケース・バイ・ケースで見ていく要素があるとの説明にならざるを得ないということか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員】**

今のことに関連して、本事業の開始がいつなのかにもよるが、今既にホルムズ海峡封鎖の話で、油の受入れ量やナフサが、たまにタンカーが来たとしても全然割合的な話にならないということだと思う。実際影響が生じないのか、そういう影響はあまり想定していないのか。

**【事業所管課】**

影響がないかと言われれば、当然あると思います。例えばナフサ関連でいえば配管に塩ビの配管を使うことも考えられるので、当然この事態がずっと続いていけば物が手に入らない事態は想定されます。現在、全市的に工事のほうでどういう影響があるかを取りまとめています。資源循環局において、特にプラント関係は、鋼材関係が多いので直接の影響はあまり出ていませんが、例えばさび止めの塗装等の有機溶剤を使うところについては不安の声も出ているので、そういった動向は引き続き注視をしながら組立てをしていく必要があると考えています。ただ、今具体的にいつが適切なのか等の判断材料を持ち合わせていないので、当面様子見の形にはなるが、大きな影響もあることは念頭に置きながら、引き続き見極めていきたいと考えています。

**【委員】**

先ほど出ていた、し尿受入れの方法が資源循環上よりよい貢献ができる方法を取

っていることは、1ページの1.1.5の事業の目的で、目的は単純にし尿を受け入れることが基本目的であると思うが、液体のままよりも水分を減らすことは、ある意味お金がかかる方法なのか。

**【事業所管課】**

水で薄めたときの水の使用量は厳密に計算をしておりません。今の磯子検認所と比較をしていくと、ダウンサイジングをすること、プラント部分の省エネを図っていくことや、運営部分の省人化を図っていくことで費用が削減できる見込みでPFI事業は考えています。

**【委員】**

市が設定しているし尿処理の仕方自体が資源循環に資するものであれば、そこは民間事業者が発案してはいないが、うまい言葉は今思いつかないが、1.1.5の「安全かつ安定的に」のところにもう一つ短く入って、簡単に入れ込めないか。

安全かつ安定的な事業で、脱炭素を実現できる方式である等を入れてもらうと、その辺の意義が浮かび上がってくる。

あるいは、安全、安定と並び立つような、省エネとかもう少し軽い言葉でもよい。

**【事業所管課】**

最終的には省エネ等も何のためにやるかというところ、脱炭素にも当然つながっていくが、ランニングコストの低減にも資することで効率的な事業実施、それから、エネルギー関係で汚泥の性状をよくすることはないが、民間事業者のノウハウのところには、省エネや省人化のコンセプトが入ってくるところでこういう表記をしています。

**【委員】**

運営に関わる光熱費等を効率的にというイメージが強くて、そこから作り出されるものが今後につながるという効率的、安全、安定までを言うのは難しいか。

**【事業所管課】**

最終の処理部分を担っているものではなくて、あくまでも通過点となる施設であり、そこをあまり広げてしまうのは難しいと考えています。

**【委員長】**

今回PFI事業を入れるということによっての事業目的になるので、本来もう既にやっていることに関して、PFIだからやったとは言えない気はする。

先ほどもあったが、むしろ評価の段階でそういった点を重視するとか、あるいは要求水準の中でそれを強調した形で説明をする対応は当然あると思うが、省エネ等の話を持ってくると、全ての事業に関して恐らく共通して存在している気はする。これは特に汚泥との関係があり、次の場所がはっきり分かっているもので再

エネルギーだという形になると思うが、この事業そのものはそこまでは言っていないことと、PFI事業の目的ということで書きにくい感じはする。

**【委員】**

1.1.6の事業内容の(1)が事業概要になっている。事業概要に今回の市の前処理施設は、後段の下水のメタン発酵につながるものである等と1行入るだけで随分意味が違ってくると思う。

**【事業所管課】**

事業概要のところ、我々の施設の事業から一步離れるところではありますが、目的を例えば「資源化センターへ圧送、資源化するための」と、下水道の南部汚泥資源化センターの役割部分も入れることでいかがでしょうか。

**【委員長】**

若干私自身は違和感を抱いており、資源化をしているのはまさに南部汚泥資源化センターなので、そこに送ることこそがこの事業の目的なので、一環であることは間違いないが、先のことまで考えて、それが前面に出てくることは少し筋違いな感じがする。

**【委員】**

前処理後、何が出来上がるのかが分からないので、何々を作成し送ると書けばよいのではないか。出来上がるものが結局、環境循環の一翼を果たしているとしたら、そこを書くだけで分かるのではないか。

これは適正処理もやっているとの表現であるが、そうではなくて、下水のほうはメタンをちゃんととってエネルギー回収をしているということだと思う。そこにちゃんとつなげていることに意味がある。

**【委員長】**

あくまでここはPFI事業の目的なので、なぜPFI事業なのかの中身の説明をしている。だから、し尿処理の意義は何だという話がここで強調されることではないと思う。

**【委員】**

強調は要らないが、今、事業の概要の中で書くべき性格としてなさ過ぎる感じなので、一言ぐらい入れたほうがいいのか。

**【委員長】**

もし読みにくいのであれば、委員指摘の通り、確かに目的語がない。だから、汚泥等を入れるかどうかということかと思うが、文書のメインは民間に委ねる事業であるところがポイントなので、前の文章がメインでないことは理解をいただかなければ

ればいけない気はする。

**【事業所管課】**

前処理後何をというところであれば、こういったものに分けていくという表現を入れます。

**【委員長】**

全部並べなくても、汚泥等でいいと私は思う。等で済むはずである。

**【委員】**

45年こういうシステムが続くということは、ごみ焼却施設も下水処理施設も今の機能をしっかり続けられる前提がちゃんとあるのか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員】**

いろいろな場面でそういう部分を伝える場面は恐らく市のほうであると思うので、スムーズなほうでいいかもしれない。

**【委員】**

細かい点であるが、リスク分担表でPFI事業者と民間事業者という言葉が両方あるので、PFI事業者で統一していただきたい。

**【事業所管課】**

承知しました。

**【委員】**

それから、共通事項の25ページに構成員・協力会社リスクとあるが、本文では構成企業と協力企業となっているので、それも合わせたほうがいいと思う。

あとは12ページの共通の資格要件のかに「審査委員会の委員が属する企業等」云々とあるが、これは別の国交省のものでもそういう話が出るが、大学の先生は企業ではないので、これを入れてもあまり意味がない気がする。審査委員会の委員が属する組織と密接な関係を有しないものと書くのが通常である気がするが、このようにしていいというのがあるのか。

**【事務局】**

市として統一的に文言は定めていないが、当然他事業で同様の表現を使っている部分もあると思う。表現を今後検討したほうがいいということであれば全市的な表現として検討したいと思うが、当然他の事業で使っている文言であると認識してい

る。

**【委員長】**

恐らく利益相反を問題にしているのです、企業等と書いてしまうと、等の中に何でも入る形にはなる。そのつもりで多分この文言はつくられている。ただ、企業と強調してしまうと、大体企業に属している人はいないという話にはなる。中にはコンサルタントの企業の方、あるいは監査対象になっているような方もあり得るので、要するに営利関係で結びついている方々がここで企業等。だから、営利に関係しているものというところを強調して企業等と表現をしていると理解している。理解として、等という中にあらゆるものが含まれる、利害相反する場合には対象になるとの理解をしておいていただければよいと思う。無論市で改めて検討して統一的に使うということであれば、改めて統一的な表現はしていただければよいと思う。

**【事業所管課】**

委員長からの示唆もありますが、基本的には等という表現の中に含まれると思います。事務局とも話して最終的に決めさせていただきます。

**【委員長】**

ほかはいかがか。よろしいか。

幾つかの意見を賜ったが、1つには、先ほど委員から指摘があった表記のずれは修正を願いたい。

それから、今日の前に上がっているが、こちらは市のほうで統一的な表現が望ましくと思うので、持ち帰っていただいて齟齬がないように、他の場合と文章が違わないようにしていただいたほうがよいと思っている。

それから、目的の中に省エネや資源の再利用の面を強調する話をいただいているところである。なかなか盛り込みにくいと思っているのは、私自身としては、PFI事業の説明をしているところなので、そこに持ち込むことが難しいことと、実際に再資源化をしている事業そのものではないというところが行き過ぎかもしれない。ただ、そこに持っていくに当たっての省エネや、より優れた資源化について、私はイメージが分からないが、少なくともその事業の中での省エネ等に関しては当然考慮していただくことは要求するところである。むしろ本事業の意義はよく説明していただくこと、ただ単に送り込むだけではなくて、その後のこともあるので、それもよく考えてもらいたいと説明をしっかりとさせていただくという対応でよいか。それはぜひとも強調していただきたい。

ほかに何か修正、訂正、あるいは検討する内容はありますか。

語句の訂正等があり、また追って気づくようなところもあるかもしれないが、今の内容を反映する形でまとめさせていただいて、当委員会の答申として市へ返すことにさせていただきたいと思う。

取りあえず皆さんに合意していただきたいのは、先ほどの語句の訂正は含んだ上で、実施方針（案）に対して、了解する旨を市に答申として出すことでお認めいた

だけるか。

(委員了承)

**【委員長】**

ありがとうございます。では、そのように処理をさせていただく。

具体的な処理としては、修正後の文章、場合によっては、皆さんから修正しないとまずいということがあればまた連絡をいただき、それを踏まえた上で事務局と私のほうで一度答申内容を検討して、改めて各委員に確認をしていただく形を取りたいと思っている。そういう手続を取らせていただくことでよいか。

(委員了承)

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・要求水準書及びモニタリング基本計画書（素案）

**【委員長】**

繰り返して申し訳ないが、先ほどの実施方針の中で委員が指摘した「審査委員会の委員が属する企業等、又は」のところは、持ち帰っていただくとしても修正はしたほうがいいのかと思う。「等」の中で読んで読めないことはないが、文章として、何々が属する何々でないことというよりかは、審査委員会の委員がそれらの企業と特別な利害関係がないことのほうが条件としては合っている気はする。「特別な」を入れておかないと、その企業のつくった商品を買ったら駄目なのかとなるので、「特別な」という形で処理をしていただくことになる。

委員が属するということで「等」と読めないことはないが、その後「又はその企業等の子会社若しくは親会社でないこと」となってくると、法人をイメージしていることになってしまう。大学でも子会社を持っていたりするが、むしろ、それらの企業との特別な利害を有する者ではないことを求めたほうがいいのかと思うので、こちらで文案を検討願いたい。

**【事務局】**

事務局側でも、他の案件の記載を確認した上で、どういった記載が一番いいかを確認して相談させていただく。

**【委員長】**

恐らくは属するということがポイントではなくて、特別な利害を持っているか持っていないかのほうが大事ということである。例えば企業等の役員のパートナー、結婚していてもしていなくてもどちらでもいいがパートナーであるとか、親子である場合は、外見的に特殊な利害関係になってしまう。

**【事務局】**

本当に何か関係があるとするれば、参加する事業者からもこういう関係はどうかとの質問は当然あると思うので、本当の個別の関係はそういうところで調整もできると思います。

**【委員長】**

趣旨に合うような文章のほうがいい気がするのでよろしくお願いします。

それでは、今説明の要求水準書の素案、モニタリング基本計画書の素案について意見等を伺いたい。質問も含めて自由に発言願いたい。

**【委員】**

修繕のことであるが、モニタリング基本計画の一番最後の18ページの契約期間終了時のモニタリングに、事業終了時の2年前に資料の整備状況の報告を行って、市と協議した上で、「その協議の結果反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認等を受ける」は、まず2年前に調査を行って、市と確認して、要はちゃんと修繕を行う。修繕を行った上で引渡しをする形になると思うが、これは本来要求水準書に記載しなければいけないものなのではないか。

要求水準書の32ページを見ると、3.5.4の契約期間終了時の取扱い（明渡し基準）に「第三者機関による機能検査を、市の立会いのもとに実施すること」とある。

これは結局、事業期間が終わったときに立ち会って検査をする。そこで不備があったら追加で修繕する話であるが、まずは2年前に実態をちゃんと確認して、市と協議した上で修繕を行うことをまずここに書いた上で、その上で実際に計画書に基づいて修繕したが、修繕内容が不備だったことも当然あり得るので、市が立ち会って確認をして、もしそこで不備があれば追加で修繕する話で2段階あると思うので、そこは要求水準書に入れないとまずいのではないか。

まずは最初に、18ページの最後にある手順のところをちゃんと要求水準書に入れて、その上で確認をする。確認をしてまだ不備があれば追加で修繕しなさいということである。これは本来要求水準で求める話なので、これはこれで構わないが、きちんと要求水準書にも入れていただく必要があると思う。

**【事業所管課】**

承知しました。要求水準書26ページの、維持管理業務が開始すると同時に長期修繕計画をまず策定することがスタートになっています。「また」以降になるが、「事業終了2年前までに長期修繕計画を修正して市に提出する」という段取りが要求水準で記載されています。ここの文言と、今の委員の示唆のモニタリング部分の手続はしっかり記載をしてまいります。

**【委員】**

これだと違うことを言っているかと思った。モニタリングのほうで長期修繕計画

と実際書いていない。長期修繕計画を修正して、その上で必要な修繕を行うことと  
いうことが入ってこないといけないと思う。こちらに書いても、明渡し基準のどち  
らに書いていただいても構わないが、全体として整合するように記載しないと、モ  
ニタリングの18ページで「施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる  
資料の整備状況の報告を行う」が、長期修繕計画のことを言っているのか何を言っ  
ているのかが分からないので、そこら辺を整理していただきたい。

とにかく事業者に求めているのは2段階で、まず2年前にちゃんと精査して、そ  
れで市と協議した上で必要な修繕を行う。行って実際に明け渡すときに、修繕を行  
うと言っているも行っていないとか、修繕に不備があった場合は追加修繕をしなけ  
ればいけないので、そこは2段階で分かるように記載願いたい。

**【委員】**

委員の指摘はそのとおりだと思うが、普通のし尿処理施設は、維持管理のために  
3年に1度精密検査を行う。そういう対象施設にこれが入るのか入らないのかは分  
からないが、3年に1度やるような制度があるので、その成果を踏まえて、長期修  
繕計画は5年か6年に1度出していく感じで18年目を迎えるとか、20年目を迎える  
感じの引渡しにつなげていく。そういうのが一般のし尿処理施設には増えてきてい  
る。このときにも長寿命化計画という言い方もしていた。だから、そういうやり方  
も別にあるが、ここは引き渡す20年たつ2年前ぐらいでばたばたとやってしまう感  
じでいいのか。

**【事業所管課】**

長期修繕計画そのものは維持管理業務を開始するスタートの年からつくるので、  
それに基づいてメンテナンスを入れながら、最後の引渡しに向けて2年前からしっ  
かり協議をして、そこの部分の維持管理は、20年以降の部分も含めてしっかり対応  
することが長期修繕計画を策定する意義になります。

**【委員】**

その辺が構造的に分かるようにしたほうがいい。

**【事業所管課】**

承知しました。

**【委員】**

法定検査という言葉の中には精密機能検査も入ると思うので、確認をしてもらい  
たい。

**【事業所管課】**

一般的に廃棄物処理法に基づく施設になると精密機能検査が義務づけられてい  
ます。ただ、本施設は、受入れをしてそのまま通過をしまっているため、一般

廃棄物処理施設には該当しない整理になっており、廃棄物処理法上の精密機能検査の対象ではありません。

**【委員】**

分かった。

もう1点は引渡性能試験であるが、引渡性能試験のときには、220リットルという能力は確認するのか。なかなか物が入ってこないとか、市のほうで準備するのに苦労するのか。

**【委員長】**

1日当たりの最高の水準を維持できているかどうかを検査するのかという話であると思う。

**【事業所管課】**

添付資料の32ページ、一番上の処理能力は、今委員からいただいたところは110キロリットル以上を保証するという事なので、基本的に110キロリットルです。

**【委員】**

そこは性能試験でやると思うが、最大の220キロリットルは出るのか確認するのか。

**【事業所管課】**

220キロリットルの受入れが可能な容量が確保されていれば問題ないため、処理能力としては日平均の110キロリットルを求めます。

**【委員】**

ポンプはその能力があればいいという感じなのか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員】**

そうすると、貯留容量は図面上で計算して、満たしている感じなのか。

**【事業所管課】**

はい。

**【委員長】**

教えていただきたいが、法定検査の中に精密機能検査は本来入っているものなのか。

**【委員】**

廃棄物処理法上の処理施設であれば該当する。

**【委員長】**

でも今回は該当しないということで、それは入らないということなのか。精密機能検査が入る入らないでどのような影響があるのか。

**【委員】**

3年に1度データが出てくる。しかも第三者がやることになっている。それを使った長期修繕計画なり、長寿命化計画を立てる。3年目、6年目、9年目あたりにつくれるので、そのようにやってもらいたいというのが普通である。

**【委員長】**

それに該当する場合には、そちらから報告書が出てくるので、それを踏まえたモニタリングができるが、今回はそれができないということが分かった。

**【委員】**

緑のインデックスシートの要求水準書33ページのセルフモニタリングで、セルフモニタリングの目的が、(3)で要求水準未達のおそれがあるときに、合理的理由があるのならばそれを解明して、なるべく要求水準を達成できるように対応を考えるということなのかと思ったが、自由に発想していいのか。自分で好きにやって、(3)の部分さえ達成していれば問題はないということなのか。

**【事業所管課】**

セルフモニタリングの中で、要求水準で本市が保証してほしい性能水準は、要求水準書の添付資料の性能保証項目の表の中に記載しています。達成できない状況のときには、事業者自らがセルフモニタリングの計画を通じて改善しなければならないものです。

**【委員】**

これは特にチェックはしないのか。

**【事業所管課】**

セルフモニタリングの結果は市に報告することを要求しています。年度報告書にも反映することとあるので、ここは連動しています。市のほうで何もタッチしないということではありません。

**【委員】**

結局、(3)の要求水準を達成してほしいので、未然に防ぐ方策をちゃんと考えて

もらいたいということと解釈したが、それでいいか。

**【事業所管課】**

恐れがあるということなので、予防的な措置も含めてということになります。

**【委員】**

改善方法は年度管理報告書だけでいいのか。(3)に書いているイメージは、都度自分で、恐らく普通で自然なことだと思うが、事業者がモニタリングを自分でやっており、今度は市から検査が入るので、そこに備えてその内容を市のフォーマットに載せると思うが、それまでの間にも要求水準未達のおそれがあった場合に、もしかしたら改善方策も都度報告してもいいと思った。年度末になって、今年は雨が多かったので、製造物の水分量が変わっていてどうのこうのとなるよりも、もしセルフモニタリングをしていて、常にそのときに改善方法も考えてくださいと求めているのであれば、都度かは分からないが、報告自体も適切にする。年度管理報告書は最後だけのイメージをしてしまう。

**【事業所管課】**

具体的なモニタリングの仕方ということで、モニタリング基本計画の7ページ目で計画時、日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングについて記載しています。日常モニタリングの中で、セルフモニタリングの結果等も含めながら業務報告書をつくってもらい、その結果を踏まえて市が確認をしていきながら、必要な改善業務に対応していくものですので、年度だけいただいて終わりではなくて、日々セルフモニタリングの結果は生かしていくものとなります。

**【委員】**

それで通じているのなら問題はないと思う。

**【委員】**

今出てきた年度管理報告書は何であるのか。モニタリング基本計画の6ページを見ると、年間施設管理運営状況報告書という名称があり、年報で業務報告書があるが、ここで言う年度管理報告書はまた別のものなのか。どこに記載があるかが分からない。

書類の提出も、要求水準書のほうで、計画書については31ページで管理運営業務実施計画書等に関する要求水準でこれを提出するとあり、設計図書、完成図書は20から21ページに記載があるが、要は各種報告書を提出しなければいけないというのは要求水準書に記載がない。モニタリングのほうだけに書いてある。本来は要求水準書のほうでも報告書をちゃんと提出することというのは記載があって、その上でモニタリングでもう1回記載があり、提示されたものについて確認するという話である。

要は市に提出されて、それを市が確認をする話なので、まず要求水準書のほうで、

P F I 事業者がどの書類を出さなければいけないかはきちんと書かなければいけないと思う。だから、二重になるが書く必要があり、その上で、年度管理報告書の記載がないので、これは年間施設管理運営状況報告書のことを多分指していると思うが、そこら辺は整合したほうがいいのではないかな。

**【事業所管課】**

承知しました。要求水準書で記載をして提出いただく書類と、モニタリング計画のところでしっかり使っていく書類との整合性が取れるように対応していきます。それから、年度管理報告書は、モニタリング計画の7番目に記載をされている年間施設管理運営状況報告書を指しているのです、表現の統一についても全体をチェックして統一させていきます。

**【委員】**

契約終了時の話であるが、契約終了時に要求水準を満たしている状態で引き渡していただくことで、これはその場でチェックをすることが全てできる内容であるのか。心配しているのは、何年かたった後にその時点で要求水準を満たしていなかったことが判明することがあり得るのかについて教えていただけるか。

**【事業所管課】**

モニタリング基本計画書18ページ、(5)の部分になるが、事業者においては、事業終了時まで基本的な整備を完了して引き渡しをしてもらう形になります。その後不具合が発生した場合は市がリスクを負うものです。基本的に市が確認を受けて引き渡しをしているので、市の確認の段階でチェックができなければ、そのリスクは市が負うものです。

**【委員】**

確認ができないリスクはなさそうなのか。何年か使ってみて初めて分かってくる不具合とかがあれば手当てが必要であると思った。

**【事業所管課】**

要求水準書の32ページに、長期に事業契約が終わった後も使用することはそもそもの事業の前提として記載をしていますが、それができるように第三者機関が P F I 事業者の費用の下で検査をして、さらには市の確認を受けるので、そこでリスクは全て抽出します。本市は今の磯子検認所も直営でやっておりノウハウを積んでいるので、市の技術的なチェックも行いながら、リスクが限りなく小さくなるように努めていきます。

**【委員】**

仮に何年か後に発覚するようなことがあるならば、P F I 事業者である S P C の解散等に制約をかける必要があると思ったが、そのリスクは市で取るのであれば、

そのバランスということによって理解した。

**【事業所管課】**

その部分については市が確認をするステップで、事業終了の3年前から協議を開始して、2年前から長期修繕計画部分のいろいろな見直しを図るステップの中でしっかり見極めていく部分ですので、市の技術的なところでしっかり体制を構築したいと思います。

**【委員】**

セルフモニタリングのところで、これも不備であると思う。要求水準書の33ページ、セルフモニタリングが4.1.2で(1)から(3)まであり、(2)は「個別業務ごとのセルフモニタリングの結果について、年度管理報告書に取りまとめ、市に報告すること」と年度で報告をすればいい話になっているが、モニタリング基本計画の7ページに、「毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務報告書(日報)にその内容を含める」、「業務報告書(日報)を市に報告する」ので、セルフモニタリングは毎日報告するため合っていない。モニタリング基本計画に書いてある内容を要求水準書の(2)にまず入れて、日報に含めて報告することと、あとは年間でまとめて報告書で報告する2段階構えということである。そうでないと、要は年度がたたないと要求水準を満たしていない等の把握ができない話になる。

**【委員】**

先ほどの繰り返しになって恐縮であるが、関連して、要求水準未達のおそれがあるときは、年度ではなくて直ちに報告したほうがよりよいと思った。

**【委員】**

要求水準書25ページに運転管理が入っている。運転管理記録の作成・報告が3番目にあるが、当然こういうものを作成して市に提出することはそうであるが、どういうフォーマットで、どういう記録媒体でつくるかは、事前に計画を出して承認を受けてからやるのが普通なので、そういう書きぶりがいいと思う。

その後市への分析に協力することと書いてあるが、これも何か決まったものがあるのか、随時変わっていくからそれに協力しろという意味なのか、どういうことなのか。

**【事業所管課】**

まず(3)のところは、これまでも委員の皆様から指摘をいただいたとおり、モニタリング基本計画には記載があるものの、要求水準書側にはこれしか記載がないので、その統一性はしっかりと図り、記載については修正をかけていきます。

(4)のところは、南部汚泥資源化センターに送って最終的な処理を行うため、資源循環局から、南部汚泥資源化センターに送った汚泥の性状に応じて通常の下水道

	<p>の料金に加えて賦課金がかかる形になっています。下水道河川局と定期的に汚泥の性状を確認して賦課金を決めていくための分析です。</p> <p><b>【委員】</b> 分析する際は、サンプリング等に便宜を図って協力してほしいということか。</p> <p><b>【事業所管課】</b> はい。</p> <p><b>【委員長】</b> 他はいかがか。よろしいか。 またお気づきの点があったら、直接事務局に送っていただいて構わないので、これだけは気になったということがあれば送っていただきたい。いろいろな意見をいただいたので、少なくともこれについては反映する形で次回修正案を提示願いたい。 その他特に今日の範囲の中で意見はあるか。 特にないので、本日の審議は以上ということにさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 諮問文</li> <li>・ 本日のスケジュール</li> <li>・ 本事業にかかる横浜市民間資金等活用事業審査委員会の運営について</li> <li>・ 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) し尿等受入施設移転整備・運営事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業概要</li> <li>・ 実施方針（案）</li> <li>・ 要求水準書（素案）</li> <li>・ モニタリング基本計画書（素案）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>